

神警協発第 102 号
令和 7 年 2 月 1 2 日

会 員 各 位

一般社団法人 神奈川県警備業協会
会長 岩野 経人

令和 7 年度新任警備員教育の実施について（ご案内）

謹啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当協会の警備員教育等業務各般について格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当協会で行う令和 7 年度の新任警備員教育については、下記のとおり実施いたしますのでご案内申し上げます。

謹白

記

- 1 実施期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 2 実施日程 当協会ホームページ(<http://www.shinkeikyo.or.jp>)掲載の「令和 7 年度新任警備員教育実施日程表」のとおり。
- 3 実施場所 横浜市中区寿町二丁目 5 番地の 1
川本工業ビル 5 階 研修室
※都合により会場が変更になる場合があります。
- 4 教育区分及び教育時間
 - (1) 教育区分及び時間
別添 1 「新任警備員教育計画書」に基づき、次の 2 コースで行います。
 - ① 1 号警備業務（施設） 3 日間コース
基本教育 1 0 時間、業務別教育（1 号） 1 0 時間の合計 2 0 時間
 - ② 基本教育 1. 5 日間コース
基本教育 1 0 時間
（上記コース①の初日と 2 日目の午前中実施）
 - (2) 補充教育
「基本教育コース」を受講した場合は、業務別教育 1 0 時間以上の補充教育が必要となりますので、各社において実態に即した教育の徹底をお願いいたします。
 - (3) 修了証書及び教育実施簿の交付
当協会の新任警備員教育を修了した方には、修了証書及び教育実施簿を交付いたしますので、担当者は御確認のうえ、警備員名簿とともに整理し保存しておいてください。
- 5 受講料（消費税を含む）
 - (1) 1 号警備業務及（3 日間コース）
 - ① 会員警備業社の受講者・・・1 名につき 9, 6 0 0 円
 - ② 非会員警備業社の受講者・・・1 名につき 1 9, 2 0 0 円
 - ③ 未認定等の一般受講者・・・1 名につき 2 4, 0 0 0 円

(2) 基本コース (1. 5日間)

- ① 会員警備業社の受講者・・・1名につき 5, 200円
- ② 非会員警備業社の受講者・・・1名につき 10, 400円
- ③ 未認定等の一般受講者・・・1名につき 13, 000円

※ 教育途中で辞退された方の受講料は返金・払戻しはいたしませんので、
ご注意ください。

※ 当協会発行の「新警備員教本」は受講初日に配布いたします。

6 受講料の納入方法

銀行振り込みによる納入をお願いします。

※ 詳細については、別添2「警備員教育受講料の納入方法について」を
ご確認ください。

7 受講申込み

(1) 申込受付

受講申込みは、別添3「新任警備員教育(セキュリティ科)受講申込書(入校願)」
に必要事項を記載し、メール又はFAXにて仮申込をしてください。

(2) 申込期限

講習初日の前日(土・日・祝日を除く)正午までとします。

(3) 提出書類

・新任警備員教育(セキュリティ科)受講申込書(入校願)

・雇用保険被保険者証等の写し(受講者の所属する事業所名が入ったもの)

※ 当協会で行う新任警備員教育は、県の職業訓練校として認定を受けてい
るため、雇用保険に加入後速やかに、送付頂きますようお願いいたします。

※ 資本金5001万円以上、総従業員数101名以上、の双方が該当する企業
様につきましては不要です。

8 その他

(1) 受講生に「別添4 新任警備員教育受講案内(受講者用)」をお渡し下さい。

(2) 実施日程、実施場所等が変更になる場合は、当協会ホームページに掲載します。

連絡先

(一社) 神奈川県警備業協会
新任教育担当

TEL 045-225-8825

FAX 045-225-8707

E-MAIL kensyuu@shinkeikyo.or.jp

URL <http://www.shinkeikyo.or.jp>

新任警備員教育計画書

対象：各社で雇用して新たに警備業務に従事させようとする警備員

一般社団法人 神奈川県警備業協会

教育区分	教育事項	具体的内容	教育方法	時間数	教育実施者
基 本 教 育	警備業務実施の基本原則に関する事 と	1 警備業法第15条に 関すること	講 義 映像装置	1:00	協会講師
	警備員の資質の向 上に関する事 と	1 警備業の社会的役割 2 警備員の使命と心構 え 3 報告・連絡	講 義 映像装置 実 技	0:30	協会講師
		3 礼式 4 基本動作		1:00	協会講師
	警備業法その他警 備業務の適正な実 施に必要な法令に 関すること	1 警備業法	講 義 映像装置	1:00	協会講師
		2 憲法		0:30	
		3 刑法		1:00	
		4 刑事訴訟法		1:00	
		5 遺失物法		0:30	
	事故発生時におけ る警察機関への連 絡その他応急の措 置に関する事 と	1 警察機関への連絡 通報要領、留意事項	講 義	0:30	協会講師
		2 現場保存	映像装置	0:30	
3 避難誘導		実 技	0:30		
4 救急蘇生法			1:00		
護身用具の使用方 法その他護身の方 法に関する事 と	1 護身用具の使用方 法、使用の限界	講 義 映像装置	1:00	協会講師	
	2 護身術	実 技			
計				10:00	

警備員教育受講料の納入方法について

電子帳簿保存法、インボイス制度の改正等により、新任及び現任警備員教育の受講料の納入方法等を以下のとおりとさせていただきますので、誤りのないようお願いします。

記

1 納入方法

銀行振り込みによる納入をお願いします。

2 納入時期

(1) 講習受講日の翌月末日までに納入してください。

講習終了後の月末日までに適格請求書を発行しますので、確認後に納入してください。

(2) 年度末の3月は、原則として3月20日までに納入してください。

講習終了後、受講会社に適格請求書を発行します。

振込先 口座： 横浜銀行 本店営業部 普通預金 0362083 一般社団法人 神奈川県警備業協会

3 適格請求書等の発行方法

(1) 適格請求書：全受講会社に電子の方法により発行します。

(2) 領収証

ア 現金による納入の場合は、紙の領収証を発行します。

イ 銀行振込みの場合は、求めに応じて電子の方法により領収証を発行します。

※ 事前に振込まれた場合は、請求書は発行せず、電子の方法により領収書を発行します。(例外的な取扱です。)

4 請求額及び納入額

請求金額は、当月(1日から月末日の間)に新任及び現任警備員教育を受講した人数に応じた金額となります。

5 消費税の扱い

消費税の計算において出た端数については、切捨てにより処理させていただきます。

<担当 安西>

TEL 045-225-8825

メールアドレス kaikei@shinkeikyo.or.jp

新任警備員教育（セキュリティ科）受講申込書 （入校願）

一般社団法人 神奈川県警備業協会会長 殿

下記のとおり、新任警備員教育を申し込みます。

令和 年 月 日

希望コース	ア 基本教育・1号業務（3日間） イ 基本教育（1.5日間）				
協会加盟の有無	ア 会員 イ 非会員 ウ 一般・未認定業者				
受講年月日	令和 年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで				
受講申込事業所	会社名				
	代表者名				
	所在地	〒 -			
	担当者				
	資本金	円	企業全体で常時雇用する労働者数		人
	電話番号	（ ） -		F A X （ ） -	
受講者1	(ふりがな)氏名	生年月日	S・H 年 月 日生 入校時（ ）歳	性別	男・女
	住 所	〒 -		雇用年月日 年 月 日	
	雇用保険加入状況	1 加入済（被保険者番号） （ - ） 2 加入予定		3 加入予定無し（理由） （ ）	
受講者2	(ふりがな)氏名	生年月日	S・H 年 月 日生 入校時（ ）歳	性別	男・女
	住 所	〒 -		雇用年月日 年 月 日	
	雇用保険加入状況	1 加入済（被保険者番号） （ - ） 2 加入予定		3 加入予定無し（理由） （ ）	
受講者3	(ふりがな)氏名	生年月日	S・H 年 月 日生 入校時（ ）歳	性別	男・女
	住 所	〒 -		雇用年月日 年 月 日	
	雇用保険加入状況	1 加入済（被保険者番号） （ - ） 2 加入予定		3 加入予定無し（理由） （ ）	

※ 新任教育の申込み・変更の締切は、講習初日の前日（土・日・祝日を除く）正午必着となります。

※ 雇用保険加入状況欄記載方法

- ・「1 加入済」の場合は、被保険者番号を記入し雇用保険被保険者証のコピーも送付してください。（FAX送信可）。
- ・「2 加入予定」の場合は、加入後速やかにメールかFAXで提出してください。
- ・「3 未加入」の場合は未加入の理由を記入してください。

※ 本件個人情報、本講習に限って使用し、神奈川県事業内職業訓練事業補助金の申請以外、ご本人の同意なく部外に提供することはありません。

新任警備員教育受講案内

1 受付時間

受講日初日 午前8時20分から40分まで

※講習室は、午前8時00分前には入場できません。

2 受講場所

(一社) 神奈川県警備業協会

横浜市中区寿町2-5-1 川本工業ビル5階

(※都合により講習会場が変更になる場合があります。)

3 持参するもの

- ・ 筆記具、ノート

4 注意事項

- ・ 午前8時00分前に建物内(敷地を含む)に立ち入ることはご遠慮願います。
- ・ 自転車、バイク、自動車での来場はご遠慮願います。



<交通>

JR石川町駅 中華街口(北口)から徒歩5分

<連絡先>

電話 045-225-8825